

平成25年度第1回公共事業評価専門委員会議事録

日時 平成25年10月17日 午後1時30分から
場所 ふきみ会館 大会議室（鳳凰の間）

司会

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。はじめに、石黒建設部次長がご挨拶申し上げます。

石黒建設部次長

委員の皆様には、ご多忙中にもかかわらず、第1回評価専門委員会に出席いただきまして、ありがとうございます。心からお礼申し上げますとともに、日頃から県行政に対しましては、多大なるご理解とご協力をいただきまして、この場をお借りして感謝いたします。

最初に皆さんもご存知だと思いますが、非常に残念なお知らせでございまして、当委員会の委員長をされておりました秋田大学の加賀谷先生が8月24日にお亡くなりになりました。突然のことで我々も残念ですが、現実として受け入れざるを得なくて、これまでの先生の多大な御尽力に対しまして、改めて敬意を表するとともに、心からご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、公共事業のことでございますが、皆さんもご存知のように、今年度は、日沿道の遊佐・象潟間、現道利用ですが県北の二ツ井と秋田北空港間の事業着手、東北中央自動車道の新庄・雄勝間の計画段階評価ということで、県民が長い間待ちこがれていました、高速道路のミッシングリンクの解消、これにやっと目処がつかしました。

秋田県の明るい新しい1頁ということが、やっと達成し喜んでおりましたのも束の間、8月9月に記録的豪雨で県北から仙北にかけて大災害が頻発しました。土石流で尊い人命が失われた他に、二ツ井から白神山地を通して青森へ抜ける道路、西目屋二ツ井線や、国道341号は玉川温泉の手前ですが、県を代表する山岳部を通る観光道路の弱さが露呈される結果となりました。

せっかくディステネーションキャンペーンが10月から始まったのに、これに対してダメージを与える結果になってしまいましたが、これを教訓に、これらの道路に対しましては、ただ単に原型に復旧するだけではなく、災害に強い基盤づくりを念頭に、早急に整備するとともに、ソフト対策もマッチングして努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

本日は必要性、緊急性等を精査し、農林水産部で6件、建設部で6件の計12件の新規事業を皆様に諮問しております。県としましては、事業実施にあたり、コスト縮減など、効率性を最大限発揮していきたいと思っておりますが、皆様の忌憚のない多方面からの意見も効率性につなげていきたいと思っておりますので、本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

司会

今回は今年度1回目の委員会になります。委員の皆様には昨年度から変更ありませんが、人事異動によりまして、県側の職員にかなりの変更がありますので、改めまして出席委員の皆様と県側の出席者をご紹介します。名簿の順にご紹介いたします。

工藤靖委員です。渋谷真弓委員です。嶋田康子委員です。永吉武志委員です。日景けい子委員です。松渕秀和委員です。山口邦雄委員です。なお、阿部委員と井良沢委員は所用のため欠席されております。

続いて県側の出席者を紹介します。はじめに、農林水産部の出席者です。

福井農林水産部次長です。難波農林水産部次長です。藤原農山村振興課長です。小野農山村振興課政策監です。倉部農地整備課長です。佐藤森林整備課長です。

続きまして建設部の出席者です。石黒建設部次長です。齋藤建設部参事兼河川砂防課長です。吉尾都市計画課長です。柴田道路課長です。

次に事務局からの報告になりますが、先ほど石黒次長の挨拶にもありましたとおり、これまで委員長を務めていただいております、加賀谷委員が病気のため8月24日にお亡くなりになられております。このためあらかじめ職務代理者として指名されておりました、山口委員に今回の委員会を招集していただきましたが、委員長が欠けた状態となっておりますので、改めまして新しい委員長の選任と職務代理者の氏名を行っていただきたいと考えております。

なお、秋田県政策等の評価に関する条例では委員数は15人以内と指定されており、現在もこの条件は満たしておりますので、現委員の皆様との任期中におきましては、新たな委員の補充は行わないこととしております。

それでは委員長の選任を行います。委員長の選任は、条例に委員の互選によって行うこととなっております。どなたかご提案はございますでしょうか。

松淵委員

これまで委員長職務代理者を務めていただいております山口委員に委員長をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

司会

皆様ご意義がないものと認められますので、山口委員に委員長をお願いいたします。

続きまして職務代理者につきましては、委員長があらかじめ指名することとなっております。山口委員長に職務代理者としてどなたかご指名をお願いいたします。

山口委員

それでは松淵委員をお願いしたいと思います。

司会

松淵委員におかれましては、委員長職務代理者としてよろしくをお願いいたします。それでは委員長に選任されました、山口委員長におかれましては議長席にお移りいただき、議事の進行をお願いいたします。

山口委員長

皆さんこんにちは、よろしく申し上げます。加賀谷先生がご逝去ということで、秋田県土の保全、形成にとって大きな痛手だと思っております。私も残念に思います。

それでは、本日の平成25年第1回公共事業評価専門委員会を進めていきたいと思っております。開催にあたり、委員総数9名中7名が出席しておりますので、秋田県政策等の評価に関する条例第13条第3項に定める定足数を満たしているということを報告しておきます。本日の委員会は午後4時の終了を目処に進めるということですので、ご協力をお願いします。

次第に従いまして議事を進めます。最初に事務局から今年度の公共事業新規箇所選定会議の結果等について報告していただきます。よろしく申し上げます。

事務局

説明の前に委員の皆様には事前配布しております資料に訂正箇所があり、訂正をお願いします。事前に配布しております資料をめくっていただき、建設部の公共事業新規箇所位置図という地図がありますが、一番上の大館のあたりに県一新-06、通常砂防事業とありますが、この事業名が間違っており、県単砂防事業となりますので修正をお願いします。通常を県単に修正願います。

もう一つは、A3版横の資料、建設部の一番上の事業になりますが、県一新-1、都市計画課、地方街路交付金事業の右側の評価内容の点数ですが、一部転記がもれており空欄となっております。これについて訂正しますが、必要性、緊急性といった配点のところは45点、13点と入っていると思いますが、45点を42点に修正願います。その下の13点はそのまま、有効性は22点となっておりますが、これが25点になります。その下の10点は同じで合計100点は変わりません。その右側の空欄になっている評価点ですが、上から34、11、25、8、10で、合計88点ということで、転記がもれていましたのでご修正願います。

なお、委員の皆様は資料の下に、差し替えられるように修正済のものを用意しておりますので、こちらを利用してくださってもかまわないので、よろしく願いいたします。

それでは説明に入らせていただきます。新規事業箇所選定会議の結果と説明の前に、公共事業評価専門委員会の会議の位置づけについて簡単にご説明したいと思います。皆さんも2年目の任期以上となっておりますが、前回から時間が経過しておりますので、概要の方を簡単に説明させていただきます。

まず、公共事業評価の前提となっております、県の政策等の評価の全体の体系についてですが、公共事業評価の位置づけという資料の1頁になります。最上段にあるのが、「政策評価」としまして現在の県の運営指針となっております、ふるさと秋田元気創造プランの掲げている5つの戦略の進行管理を行う、中間評価となっております。その下にあるのが「施策評価」としまして、ふるさと秋田元気創造プランの戦略の下にある23のプロジェクトの他、30の政策の進行管理を行う評価となっております。

その下に「事業評価」がありまして、各年度の予算事業、個別事業を評価することになります。これについてはスタート地点の目的の設定、中間評価、終了評価というプロセスで進めていくことになります。そして、特別な事業評価として、2つほど条例に位置づけられておりまして、「公共事業箇所評価」と「研究課題評価」があります。

公共事業については予算規模もある程度大きいですし、長期の事業期間となり計画的に進めていく必要がありますので、特別な事業評価として位置づけられています。こえは農林水産部、建設部所管の社会資本整備等の公共事業が対象となっております。

次に公共事業箇所評価の内容については、評価の種類が、新規箇所評価、中間箇所評価、終了箇所評価の3つあります。それぞれ対象事業は、新規の場合は、総事業費1億円以上、中間につきましては国庫補助事業と5億円以上の県単独自事業、終了については総事業費10億円以上の事業となっております。その他細かい要件があり、例えば災害復旧事業だとか、維持管理的な事業などは除くという条件があります。

その評価の目的ですが、公共事業の必要性、効率性の観点から、新規・継続の評価については、事業の着手、継続、中止等の判断を行うために、終了につきましては、適切な維持管理や利活用の検討、同種事業へ計画等に反映するために実施することになります。

2頁に移りまして、公共事業評価専門委員会の位置づけについてですが、この委員会はこうした公共事業評価の流れの中で位置づけられているものでありまして、その役割として、県の政策等の評価に関する諮問機関として、外部評価の役割を担い、県が行った内部評価の評価結果の妥当性を調査・審議する機関であります。県の立場からは委員会を通して、県民意見を把握し、県の対応方針に反映させていくという目的を持っております。今回の対象になっているのは、新規

箇所事業になりますが、新規箇所評価の流れを説明しながら、今年度の結果について説明いたします。

まずはそのプロセスとしまして、新規事業箇所の検討・選定を各所管課や部局で行いまして、評価に入っていきます。1次評価として事業の担当課長が行うことになっております。基本的にこの1次評価が評価の基礎になっていきます。

それが終わりますと2次評価として、総合施策課長の評価が行われます。この評価にあたっては、事業担当課と総合政策課でヒアリングなどが行われて評価が決まるという形になります。更に、財政面での調整から財政課長が意見を付けて、最終評価を決める新規事業箇所選定会議にかかります。これは知事、副知事等で構成されておりますが、これで最終評価が決定します。今年度は9月9日に新規事業箇所選定会議が行われております。

最終評価が決定しましたら、知事は評価結果を公共事業評価専門委員会に諮問しまして公開審議となります。委員会が意見等を集約しまして、委員会の意見等を知事に答申して県の対応方針に反映させていくという流れになっております。次の資料ですが、県からの委員会の諮問の文書の写しをつけております。

今年度の対象になっている箇所についてですが、事前に配布しておりますファイルになっている資料の5頁目になりますが、平成25年度第1回公共事業評価専門委員会審議箇所総括表がありますが、こちらが今回対象になった事業として、農林水産部の所管事業は農山村振興課、農地整備課、森林整備課、3課の6事業です。建設部は都市計画課、道路課、河川砂防課、3課の6事業、合計12事業が新規箇所選定の対象になりまして、県の評価では全ての事業が事業実施が妥当と評価されております。

皆様方からは知事が諮問した公共事業新規箇所の評価結果について、専門的な立場や県民の視点など、それぞれの立場から幅広い意見をいただきまして、その結果を知事に答申することになります。知事はこれを踏まえ今後の県の対応方針に反映させていくこととなっております。以上新規事業箇所選定会議等の結果についての説明を終わります。

山口委員長

ありがとうございます。今の報告に対して何かお聞きになりたい事ありますか。

私からですが、A3の資料で農林水産部は対応方針として「事業箇所を国に新規要望する」と記述されていて、建設部では「計画的な実施に努める」と記載されておりますが、これは何か意味合いがありますでしょうか。

事務局

特別な意味はありません。

山口委員長

部局の違いによって表現が違っただけということのようです。

皆さんの中でいかがでしょうか。それでは今回諮問のありました、12件の事業についてただ今より、調査審議を行います。あらかじめ各委員に資料が送付されておりますので、時間の都合上県から先ほどありましたように、箇所を抽出して説明をお願いしたいと思います。最初に農林水産部所管の6件についての審議を行います。県の担当課の説明をお願いします。

藤原農山村振興課長

農山村振興課の藤原です。よろしく申し上げます。私の方からは農山村振興課が所管いたしま

す、インデックスの農一新-01から農一新-04までの4地区についてご説明いたします。4地区とも事業名が農地集積加速化基盤整備事業となっておりますが、いわゆるほ場整備事業です。4地区の中から代表として、評価点が最も高く山間地域でのほ場整備を推進するモデル地区となるであろうということで、農一新-04の潟野十二峠地区について説明いたします。

農一新-04の1頁目をお願いします。1の事業概要をご覧ください。事業期間は平成26年度から平成31年度までの6年間です。総事業費は5億9千万円、受益面積は27.3haです。続きまして5頁の位置図をご覧ください。本地区は仙北市の旧西木村西明寺に位置しております。国道105号と県道田沢湖畔線が交差する南西側一体の沢部でありまして、文字通り峠に独立しました27.3haの受益地となっております。

次に本地区がほ場整備事業を契機に抱いている構想について説明いたします。7頁カラーのA3版をお願いします。真ん中上段の農業法人集積計画をご覧ください。現状では個人個人がバラバラに営農しておりますが、ほ場整備を契機に集落で設立します、やまゆりファームと既存の法人に水田の100%を集積する計画です。

集落一体のやまゆりファームによる挑戦を5つの特徴として説明します。

1つ目は、農地を守る農業法人という特徴です。右上の2つの写真のような先祖代々受け継がれてきました地域の全農地を法人が守っていくということです。また、棚田エリアについては用排水路のみの整備にとどめることしております。

2つ目は、目指せ蕎麦の里づくりです。現在も地区会長が蕎麦屋を営んでおりまして、秋田内陸線の「ごっつお玉手箱列車」にも提供している地元産の蕎麦がありますが、法人経営により安定的な蕎麦の提供を目指すこととしております。

3つ目には、特産品をいかした商品開発を計画しております。現在は6次産業化商品として蕎麦に取り組んでいますが、将来的には地域の特産物をいかした他の商品も考えておりまして、集落内の2つの婦人会が地場産の山菜、西明寺栗を使った商品を試作しているところです。

このような蕎麦の里づくりや特産品をいかした商品の開発は、4つ目の取組であります地理的優位をいかした直売活動につながっていきます。国道と県道が交差する絶好の立地条件に直売所を建設しまして、地域雇用の確保や所得の向上を目指すとしております。

最後5つ目の取組としてグリーンツーリズムをとおした地域の魅力の発信です。この受け入れ窓口を法人とすることで、安定的な受け入れ枠の確保が可能となりまして、より一層の地域の魅力発信ができるようになります。

以上のような地元の取組に対する評価内容と評価点について説明いたします。少し戻って2頁目をお願いします。所管課の1次評価になりますが、この根拠となります評価基準が3頁に記載されておりますので合わせてご覧ください。はじめに必要性です。10点満点中の8点です。地区の面積が27.3haであること、未整備であることから3点と5点で8点となります。

次に緊急性ですが、主要地方道田沢湖畔線の拡幅工事との関連があることなどから、20点満点中の18点なっています。3番目の有効性は、法人への農地集積率が100%であることなどから30点満点となります。4番目の効率性では費用対効果が1.03であることから、15点満点中の8点なっています。

最後の熟度ですが、関係農家30戸全てが事業に同意していることなどにより25点満点です。これら5項目を合計すると89点となりまして、判定では80点以上のランク1となりまして、事業の実施は妥当と判断しております。

以上のようにほ場整備事業を契機とした、潟野十二峠の取組は山村地域の活性化へとつながるものと評価でき、平成26年度の新規採択希望地区として選定したところです。

時間の関係で説明を割愛させていただきました、他の3地区につきましても84点から87点と

判定ランクの1となっており、事業の実施は妥当であるという評価です。説明は以上です。ご審査よろしくお願いたします。

倉部農地整備課長

農地整備課の倉部と申します。次は農一新-05をお願いします。

1頁をお開きください。事業名は農地地すべり対策事業、路線名鹿角市八幡平となっています。箇所名は切留平地区です。事業内容について進めます。5頁の位置図をご覧ください。場所は円の中心を縦から下に走っております薄い黄土色の路線、これは国道341です。図面の上の方が鹿角市、図面の左下に玉川温泉から仙北につながります。中心部に切留平地区、本地区がございますが、それよりやや左下にいきますと、薄い緑色で八幡平アスピーテラインと書かれています。本地区は八幡平アスピーテラインへの上り口に2km手前の所です。

切留平地区が若干が見にくくなっておりますが、青色路線のすぐ上に温泉マークがありますが、休業中ですが東トロコ温泉です。ここは昨年事件が起きました八幡平クマ牧場から100mくらい山に登った地点です。薄い青で書いておりますのは用水路でして、右下に続いて細く書かれています、折ヶ島沢という沢がございます。この沢は八幡平の頂上から流れてきますが、下ってきまして国道341に近いところで、若干区画整理されたような白い色になっている箇所がありますが、これは切留平の温泉付き分譲別荘地です。その北辺を沢が流れてきまして、東トロコ温泉の上流で取水して、取水した用水路が青で本地区となっております、下流に流れてきましてピンクの受益地、これはほぼ水田でして約127haの田んぼに灌漑されております。

次の頁をご覧ください。切留平地区の事業内容をポンチ絵で示してあります。今年の6月、この地域の雪解けが6月くらいですが、雪解けの頃、地元の方、水沢集落と申しますが、用水路の管理のために現地を訪れました。そうしたところ、東トロコ温泉のところの取水口から200m下流で山野斜面が高さ50m、幅30mにわたって滑った跡が発見されました。

この地点の水路は直径70cmのポリ塩ビ管が埋設され、その上が管理道路となっております。その中心部の下にあるポンチ絵をご覧ください。このような形になっておりまして、折ヶ島沢川の上に青く丸で囲ってあるのが農業用の管水路ポリ管です。管理道路が上にあります。幸い管水路であったために、多少沈下してはございましたが、用水の通水には問題ありませんでした。

その後今年の10月に国の農水省の地質官、専門家の方から調査を受けました。その結果、この地域で地滑りが発生しているとの判断がなされました。それを受けまして県ではこの付近に、ひずみ計や地下水の観測の穴を埋設して調査を開始しました。その結果、今年度の融雪時、梅雨時にも地盤が動いていることが確認されました。

そのまま放置しますと水路が下がって、ポリ管が外れることにより、水が吹き出し通水不能になるということが考えられます。その後今年度の8月14日に国から地すべり等防止法に基づく、地すべり防止地域として指定されました。

事業内容ですが、左側の事業内容の囲みをご覧ください。切留平ですが、受益面積は用水のかかる127haの水田です。地滑りの指定範囲は6haです。事業内容は真ん中の下の断面図をご覧ください。

まずは滑りの原因となる地下水を水抜きボーリングで抜くこととしております。全部で529m、右上の写真でボーリングの出口の写真があります。水抜きボーリング工事例として掲げてあります。また、滑った地盤を止めるために金属棒を、この図面でいくと黒い点線で書いてありますが、滑り面の下まで打ち込んで固定するアンカー工が79本、アンカーの天端につきましてはコンクリートプレートで固定されて滑りを抑えるようになっています。右の写真の上の2段目になっています。アンカー工法は杭で完全に止めるよりは安価で経済的であると言われております。

総事業費は左の囲みにもどりますが、1億3,000万円、事業効果は用水が停止することによる作物の減収被害や水路の破損などでして、1億5,600万円の効果を見込んでおります。費用対効果は1.20です。ひずみ計の記録では融雪時、4月、5月、6月に最も滑りが大きいと懸念されています。よって来年の春にも被害が拡大する恐れがあるということで、早急に滑りを抑える対策が望まれているところです。これに関して農水省では今年度の防災減災事業費という区分がありますが、今年度予算の保留分を割当可能としております。県としましては12月議会で1千万円の補正予算を提案したいと考えています。

その工事内容は斜面の水抜きボーリング、真っ先に滑りを止める対策として、水抜きボーリングを180m設置したいと考えております。事業期間は平成25年から29年度までの5年間、この事業については負担は国が50%、残り50%を県の負担としています。2頁にお戻りください。評価における内容については、必要性、緊急性、有効性等判定しまして、総合評価は8.4点となっております。以上が切留平地区の概要です。審査よろしく申し上げます。

佐藤森林整備課長

森林整備課の佐藤です。続きまして農一新06の地すべり防止事業について説明します。その前に予めお詫び申し上げます。公共事業の評価調書以降頁が貼られておりませんでした。振るのを忘れておりまして、大変申し訳ございませんが評価調書1頁としまして頁を振って下さるようお願い申し上げます。最後の頁がA3版が9頁になります。よろしいでしょうか、ありがとうございます。

それでは説明に入ります。最初の1頁の評価調書をご覧ください。事業名は治山事業の中の地すべり防止事業です。箇所名は荒瀬川で所在地は北秋田市阿仁萱草地区です。具体的には地図でご説明しますので5頁をお願いします。所在地は1級河川阿仁川支流の荒瀬川の中流域で、阿仁スキー場に通じる市道の付近です。

次に6頁をお願いします。保全対象としましては、人家28戸、市道300m、田5ha、畑2ha、丘陵山地の状況です。

これまでの経緯について説明しますが、9頁のA3版をご覧ください。この区域は平成元年に地すべり防止区域として17.2ha指定された箇所として、その指定範囲が細い赤線で囲ってある地域です。その中の新たなブロックにおいて、平成23年12月に斜面崩壊が確認されました。この箇所を図面でご説明しますと、右側の太い赤線で囲んだブロックの中に更に細い赤線で囲んだブロックがありますが、これが崩壊区域でありまして、写真では7頁をお願いします。上の写真1が崩壊地区の全景です。写真2と4が上流側の崩壊状況、写真3と5が下流側の滑落崖の状況となっております。これが崩壊した当時は直前に発生しました地震等による崩壊と判断し、平成24年度補正予算の復旧治山事業で現在拡大崩壊防止の護岸工等の工事を施工しているところです。

次に8頁の写真をお願いします。今年度になりまして、滑落崖の状況であります。春先においては写真3の3.5mでしたが、8月にかけて写真4の、5mへと拡大が確認されまして、このため県単調査事業を実施し、その結果地滑りであると判明したところです。

このまま放置すれば河川に土砂が大量に流出し、河川の閉塞、決壊による下流域での甚大な被害の発生、こういったことが懸念されるため、地すべり防止事業で対策を講じたいと考えております。

続いて9頁をご覧ください。図面の中に緑色で囲んであるブロックがありますが、これについては、かつて地すべり防止事業で対策を講じて、現在安定が図られている状況のブロックです。右側の赤いブロックにおいては、平成26年度に更に詳細な調査を実施し、対策工法を決定する

こととおりますが、現在の県単調査の計画では集水井4基、集水ボーリング5、600m、押え盛土工等を考えております。工事費として全体で4億円を見込んでおります。

続いて事業の必要性等、評価の結果をご説明いたしますので、2頁をお願いします。必要性等については、最初にご説明申し上げたとおりですが、緊急性については全体ブロックの中の一部の形状の変化ということで、20点中15点という評価です。

有効性については18点中の18点、効率性については費用便益比が記載しておりますが、総費用4億4,400万に対して総便益10億7,000万ということで、2.41と算出しました。便益については林野庁マニュアルにより、地すべりの土量を仮に砂防ダムで抑えたと仮定した場合の経費で算定するとなっております、それに基づいた算定結果です。以上それぞれの項目について判定した結果、トータルで87点となりました。以上の内容の計画です。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

山口委員長

ありがとうございました。農林水産部所管は以上となりますが、今説明いただきましたし6件、その他も含めた諮問箇所について何か質問や意見等ございましたらお願いします。

永吉委員

県立大学の永吉です。農一新一05ですが、ご説明の中でポンチ絵でご説明いただきましたが、水抜きボーリング工という抑制工から先行させて、アンカー工で抑止するというご説明だったかと思いますが、これを見ますと管理道路の下流側の方に、特にアンカー等を打たないように受け取れますが、管理道路に重い加重がかかると、ここも大丈夫なのかなという気がしています。

例えば擁壁工であるとか抑え土工なんかあると安心なのかなと思いますが、特に道路の下流側の斜面にそのようなものがないのは何故なのかを教えていただければと思います。

倉部農地整備課長

この図面では管理道路として管と同じくらいの広さの道路を書いておりますが、車などの重量物が通ることを前提としておりませんので、人間が歩くのみとなっております。基本的には管理道路より下側、河川に近い方は自然状態のまま触らない、乱さない状態で工事されておりますので、下流については基本的には保護の必要はないだろうと考えております。管理道路は人間の管理者の歩道用という位置づけです。

山口委員長

よろしいでしょうか。丁度その事業に関連しまして、受益面積が127haということになっておりますが、これは水田なわけですね。ここは何名の地権者の方がいるのでしょうか。

倉部農地整備課長

ここはピンクに塗られているところの上のところ、水沢集落があります。これは鹿角市八幡平ですが、鹿角市から八幡平に上っていきますと最後にある農業集落で、115戸の人が住んでおまして、1戸あたり1ha位の比較的小規模な農業経営をされている集落です。

山口委員長

そうすると127haなので、ざっくりいって115戸の農家世帯が土地を持っていると理解すればよろしいのでしょうか。そうであれば公共性は高いですね。

国道341号への地滑りの影響はどんなものでしょうか。

倉部農地整備課長

この図面では近接しているように書かれておりますが、道路からは折ヶ島沢という川に向かってゆっくり傾斜しておりまして、その間は結構幅がございます。この水路に行くためには、切留平の分譲地からまわっていかなければならないほどでして、道路への影響はないと考えております。

山口委員長

農業用の管理水路のための純粋な地滑り対策で、農地保全ということですか。

倉部農地整備課長

これについては建設部との協議も経ておりますが、あくまでも農業用水路を守るための地滑り対策と理解していただきたいと思います。

山口委員長

分かりました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

嶋田委員

先ほどの説明で、農一新06については、平成24年から25年に復旧の治山事業を行っているようですが、これと今回の地すべり防止事業との関連について分からなく、1回対策をやったのだけど上手くいかなかったということでしょうか。

佐藤森林整備課長

復旧治山事業については、9頁をご覧くださいなのですが、図面の中の赤いブロックの中の更に小さい細い線で囲んだブロック、これが河川に接する部分ですが、その部分の崩落が見られたということで、まずは、ここの崩落を止めないとならないということで、河川沿いに護岸工を現在施工しています。

その後、赤い線で囲んだ所、今年度に県単独で調査をかけたところ、全体のすべりが見られるという事で、太い赤いブロック全体について地すべり対策を講じないといけないということで、今後の対策工を今回計画しているところです。

嶋田委員

ということは護岸工事をした部分については、機能しているということでしょうか。

佐藤森林整備課長

溪岸を保護するという事で機能しています。

山口委員長

よろしいですか。ありがとうございます。他にありませんか。

松淵委員

それぞれの必要性は理解しましたが、この間の田沢湖とか、今回の台風26号の伊豆大島をみ

ますと、土砂災害は非常に怖いと再認識させられましたが、この箇所に限らず、県として全体の見直しと言いますか、対策は新たに講じているものでしょうか。

佐藤森林整備課長

特に山地災害が現在かなり各地で発生しているという状況であります。県内では山地災害の危険と思われる箇所を山地災害地区ということで、事前にリストアップしております。そういったところを中心に更に現地調査等もしながら、緊急性のあるところから着手している状況です。

松淵委員

ちょっと嫌みな聞き方になりますが、田沢湖の土砂災害の場所は、リストに入っていたのでしょうか。

佐藤森林整備課長

山地災害危険地区にも入っております。

松淵委員

お金が掛かることですし、その中でも優先度を付けるのが難しいと思いますが、着実に進めてほしいと思います。

山口委員長

実態としては危険な箇所は沢山あって、目視等の調査で明らかに地すべりが起きているというところ、それも全部でなくて更に危なそうなところを事業選定しているという理解でよろしいですか。

佐藤森林整備課長

そうです。地すべり、山地災害危険地区の中にも地すべり的な危険地区というのをリストアップしてありまして、その中で特に地すべりの兆候が見られるところだとか、緊急性があるところから優先的に着手している状況です。

山口委員長

いつも思いますが、確かにインフラの保全とか人命の保全は重要だと思いますが、例えば数戸の居住のあるところだとすると、アメリカなどは移転する費用と対策費用とで、もしも対策費用の方が遥かに多く掛かれば移転を進めるという基本的な考え方を持っていると聞いたことがあります。

例えば、日本は秋田県はそういう判断はしているものでしょうか。それは憲法でも定められた財産権の保障、居住の自由から対策はしていないのか、どちらでしょうか。先ほどの集落のように何百戸とかいうと明らかに公共性はあると思いますが、例えば数戸のところはどうなのかと思います。

齋藤参事（兼）河川砂防課長

この間の田沢湖供養佛、先日の伊豆大島で大惨事が起きましたが、建設サイドから申し上げますと、県内の土砂災害の危険箇所は調査しております。それが全体で7,685箇所あり、急傾斜、土石流、地滑りという3種類の現象がありますが、それぞれ箇所を把握しております。この

間の供養佛についても危険箇所には入っていましたが、特に対策は行っていなかったということでもあります。

ご質問の移転させてどうかということですが、権利関係に関わる場所ですので、移転のところまでは踏み込んでおられません。あくまでも危険なところという、建設サイドでいきますと人家5戸以上について対策を行っています。

危険箇所をランク1から3まで3つに分けておりますが、5戸以上をランク1、1戸から4戸についてはランク2、ランク3は、現在はないが今後都市計画区域などで住家が設置される可能性があるところとしています。現在は、対策としてはランク1のところやっています。繰り返しますが、移転させるということまではいっておらず、現状を把握して、現状に対して対策を行っているというところ です。

山口委員長

強制力を働かせることはできないのではと思いますが、行政として勧告というアナウンス効果の手段がありますが、そういうことも検討されていないのでしょうか。

齋藤参事（兼）河川砂防課長

ハード面を申し上げましたが、ソフト対策ということで土砂災害防止法に基づきまして、ここは危険ですよというところを、警戒区域として指定しております。新聞等にもありましたが秋田県は指定が遅れているところではありますが、10数パーセントまでいっており、そのようなところで、ここが危険ですよと認知してもらいたいと考えています。

或いは特別警戒区域の指定という、重篤な、もしくは災害が起きれば建物に大きな災害が起きるという場所では、建物をもっと強固なものにするようにとか、法的に規制することになります。

このような取組をしておりますが、指定に少し時間がかかっておりますので、まず、我々がやろうとしているのは約7,800の危険箇所を住民の方々に認知してもらおう取組を始めようとしているところです。

危険箇所についてはホームページで全て公開しており、その箇所をハザードマップ等で、この間の仙北市でもハザードマップに載せてはありましたが、なかなかそのところを現地の方々が認識しているかという、そこまでいっていないというのが現実で、今回問題にもなりましたので、それを現地の方々に再度周知していただくという取組を進めている段階です。

山口委員長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

工藤委員

先ほどのご挨拶の中でも災害に関することがあり、委員の皆さんからも色々ございましたが、最初に今年の国の予算を見ますと、農地の生産性を上げるための土地改良事業など農地の規模の拡大とか、用水路の整備、そういった予算は前年からみて増えているようですが、そうしたことで関連して質問させていただきます。

今年のように雨も多く、台風もあるということを考えますと、災害の発生しやすい自然条件にあると思います。農地の浸水とか農業水利施設の破損などの発生を考えますと、農業生産とか農村生活に様々な影響を及ぼすのではないのでしょうか。災害に備えて防災とか減災対策、インフラの点検、老朽化対策、そういったことの推進について、県の方では土地改良の計画において、災害に強い農村社会の形成を図ることとされているのかどうか、状況など踏まえて教えていただけ

ればと思います。

山口委員長

総括的な話になりますがお願いします。

倉部農地整備課長

今のご意見は多岐に渡りますが、簡単に3点くらいになるかと思います。

土地改良事業全般に関して言いますと、ここ数年予算的に厳しかったのですが、昨年のあたりから年度末にかけて増額傾向にありまして、特に今の政権になってから、国土強靱化等、2年前の震災以降、委員のおっしゃったような視点から予算化されておりまして、具体的には今年の土地改良関係予算は昨年度に比べて4割ほどアップしております。

そういう意味では委員のご指摘のとおり、様々な老朽化対策とか、防災、減災対策についても充実しつつあるところではあります。農業の課題である生産性向上や農地有効利用に関しては、農山村振興課の方で計画していますとおり、ほ場整備事業はじめ様々な事業が取り組まれている状況です。

一方で2つ目になりますが、土地改良関係の各施設、水路、ため池、ポンプ場等は作られてからかなり時間が経つものが増えております。本来計画的に更新していかなければなりません。土地改良事業の場合には必ず予算の制約、地元負担、受益者の負担がございます。予算については国、県の中で政策的な優先事業をつけて対応してまいりますが、最終的には地元農家のご理解と積極的な意志、発言があってはじめて事業化されるわけですので、我々としては予算の話だけではなく、事業の必要性について積極的に農家の中に入っていき、説明した上でご理解をいただいて事業を着手していきたいと考えております。

3点目に特に今年のような7月、8月、9月と3ヶ月連続で大きな災害がありました。農地、農業用施設災害だけで、全県で約70億円の被害報告があります。現在その復旧に向けて国と色々な調整を行っておりますが、今後もこのような災害が頻発しないまでも起きる可能性は十分にあると考えております。

我々としては、被害の復旧に全力を尽くすとともに、各施設が被害に遭わない、被害に耐える、被害が起きても軽減されるような対策を今後必要と考えておりまして、例えば、ため池、ダムとかにつきましては、全県的なチェック、老朽化の状況とか震災への対応度を今年調べておりまして、その結果は速やかに公表し、市町村と共に受益者に提示しまして、今後の改修計画に役立てていきたいと考えております。

以上3点、雑ばくな話になりましたがよろしいでしょうか。

工藤委員

例えば農業水利施設の一つである溜池等は、決壊などした場合に人命や人家に影響がでますが、県内でもそういうこともありましたが、そういう影響を及ぼす恐れがあるということから考えますと、耐震強化、そういうことを含めた改修、補強、ハード整備と合わせまして、ハザードマップの作成も必要なことで、減災対策というものをそういうことから推進していく必要はあると思っております。

秋田県の場合には、防災対策、構造物については耐震設計とか、そのようなことも必要だとは思っておりますが、現状ではどのようにされているのか、この2点について再度お願いします。

山口委員長

総括的なお話も背景として重要だとは思いますが、今回の諮問があった農林水産部ですと6つ

の案件がありますが、その中の具体的なことは特段ないわけでしょうか。

工藤委員

特にございませんが、今までの土地改良事業の中のは場整備事業、溜池や頭首工の整備などが行われており、新たに提案されているものもありますので、そういうことを含めて全般的に質問しました。

藤原農山村振興課長

土地改良施設の改修計画等について農山村振興課の方で担当しておりますので、簡単にご説明いたします。

溜池の崩壊、この前の大雨でも男鹿の方で発生しております。これまで溜池の点検、改修に向けた調査計画は県の費用と地元の費用で行ってききましたが、防災、減災という立場から今年度は国100%の調査費がついておりまして、その中で各種点検とか改修に向けた調査を進めております。頭首工についても崩壊して河川及び下流に重大な被害をもたらすということで、これについても国100%の調査費で現在進めております。

山口委員長

他にいかかでしょうか。

日景委員

農一新一六についてお聞きしたいのですが、場所的に林の中ですよ。国庫と半々の折半ということになっていますが、具体的に場所は国有林だとか県の所有だとかということはどうなっておりますか。

佐藤森林整備課長

ここの森林の所有形態ですが、ここは民有林です。基本的には民有林については県が、国有林については東北森林管理局が実施するという区分けになっております。

山口委員長

他にいかがですか。説明のあった農地集積の農一新一四の7頁のところで、説明を受けましたが、生産法人を既設が一つあって設立予定が一つあってということで、この設立予定の「やまゆりファーム」というのが2人だとかどこかに書いてあったように記憶しておりますが、構成員が2人で、23.2haですから10haぐらいずつ持っているのかなということで、普通のイメージとは違いますが、これはどのようなことでしょうか。

藤原農山村振興課長

構成員というのは主たる従事者で、法人の主たる従事者が2名ということです。従前の受益者として30名地権者がおりますので、法人への参加者は30名で主たる従事者が2名ということです。

山口委員長

分かりました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは最後に一括してもう一度確認のために時間をとりますが、次のステップに移りたいと思います。建

設部所管の6件について説明を受けて、これの審議を行いたいと思います。担当の方よろしくお願ひします。

吉尾都市計画課長

都市計画所管の街路事業についてご説明いたします。箇所は1箇所のみです。インデックスの県一新-01をお開きください。1ページですが、事業名が地方街路交付金事業、事業種別が現道拡幅、路線名が都市計画道路川尻広面線、箇所が秋田市大町横町工区です。

事業の概要ですが、事業期間が平成26年から32年までの7年、総事業費が30億円、国庫補助率が0.7、事業規模が延長197mで、幅員が全幅員で25mです。

図面を見ながら説明いたします。5頁をお開きください。位置図ですが、この中で茶色の線ですが、都心環状道路と書いているところがあります。この路線が秋田市において都心環状道路として位置づけられている路線です。

今回の新規事業として要望している箇所は、都心環状道路の一部を構成する路線です。赤で川尻広面線横町工区L=197m、W=25mと書いているところです。その右隣が黄色く塗ってありますが、この黄色と赤を合わせて約310m程あります。この区間が未整備で一方通行になっております。

この区間の西側、図面左側になりますが、黒く塗っているところ、これが寺町工区といいまして延長が約340m程あります。街路事業を進めてきまして、7月末に完成供用している区間です。従って赤と黄色の区間が整備されることによりまして、環状道路としての機能が十分に発揮されることとなります。

次の6頁をご覧ください。赤と黄色の部分の箇所ですが、右側に旭川が流れておりまして五丁目橋が完成しております。左側が寺町工区になります。赤と黄色の部分、沿道が商店街、飲食店街になっております。バス路線にもなっておりまして、通学路にも指定されております。右上の写真にもありますとおり、荷下ろしのための停車が常態化しているような状態にして、歩行者と自動車が混在して安全性が低く円滑な交通が疎外されている状況になっております。

今回新規事業として実施したいのが、赤の区間でして、完成した寺町工区の延長で赤レンガ通りまでの区間を整備することにより、この地区と山王方面とが対面通行で連絡されることで、利便性が大きく増すものと考えております。この地域でワークショップ等も実施しておりまして、まちづくりに対する熟度は高いと判断しております。

2頁をお開きください。所管課の1次評価です。必要性の観点から熟度の観点まで合わせて88点です。必要性の観点ですが、日中の交通量で歩行者交通量が約440人、自転車が約850台と多く、安全確保が急務の区間となっております。緊急性ですが、救急病院への搬送時間が短縮されます。有効性の部分ですが歩道のバリアフリー化、消・融雪施設の整備により有効な都市空間の創出に寄与いたします。効率性ですが費用便益比が1.16で効率性は高いと判断します。熟度の部分ですが、地域の町づくりへの取組等もありまして、熟度は高いと判断しております。

総合評価ですが、地元と市、県が役割分担して利便性向上や安全確保、防災機能向上など都市機能の向上につながる有効な事業と判断しております。街路事業の説明は以上です。

柴田道路課長

続きまして道路課の方からご説明したいと思います。当方からは4箇所ございます。県一新-02から05までであります。この4箇所のうち歩道を設置したいという事業が2箇所あります。改築と言いまして、車道の幅員を広げたいという計画が2箇所あります。事業の種別が違うものですから、各々1箇所抽出したいと考えます。各2箇所ずつの中で事業費の大きいものを1

つづつピックアップします。

最初に県一新-02の歩道整備事業です。1頁目をご覧ください。地方道路交付金事業、交通安全事業です。交通安全というのが歩道整備事業に該当するものです。県道根瀬尾去沢線、鹿角市の松館という地区です。事業期間が26年から30年の5カ年で約6億8,000万円で行います。延長が1,380m、これを車道幅員が6m、歩道を合わせた全幅員が11mという計画です。

図面をつけておりますので、4頁目の方でご説明いたします。図の上にはJR鹿角花輪駅、鹿角市の中心部であります。ここから7kmほど南側の地点に当該工区があります。この地区は歩道、子供達の通学路であります。この区間には歩道がないということで、今回計画したいと考えまして、その前後には歩道が設置済みであります。近くには八幡平小学校、八幡中学校、郵便局もあります。そのようなところで子供達が通勤するのに歩道がない状況でいかなものかというものです。

右側の5頁目の方ですが、これが現況の写真です。冬場ではありますが雪を捨て置く場所もないというようなことで、生活道路であります子供達の通学道路でもありまして、幅員が狭いという問題があります。車両の交差も大変でありまして、更に子供達の通行も危険な状態が伴っていることがあります。

開いていただきまして7頁に図面をつけております。カラーコピーの関係で見づらいところがあるかと思いますが、この図の右側が花輪の中心です。左側に真っ直ぐ行きますと国道341に接合する仙北市側の方になります。十字交差する①と書いてあるところ付近がありますが、これも比内大葛鹿角線という県道でして、これの上側が比内町にいきます。下側が国道282号に接続される場所です。

この箇所は車道の幅員が狭い状況でして、急カーブが多いところでもあります。そういうことで過去には平成8年から23年のデータを見ますと13件の事故があります。地元とか鹿角市からの歩道設置の要望が非常に強い地区です。今回の工事においては、計画としては基本的に現道拡幅することもあります。歩道をきっちり2.5m確保しながら、極力用地補償費を少なくするよう計画しております。

この事業におきます事業評価ですが、2頁と3頁をご覧ください。100点満点のうち90点という評価であります。減点のポイントがあったのは、必要性の部分でして35点満点であります。何の点数が満たないかということ、この地区の交通量が12時間で1,830台ということで、4,000台以上ないということでの5点の減点と、子供達がここを通っている人数が12人ということでありまして、そこで減点5点であります。それ以外については全て満点というところでありまして、事業の優先度はかなり高いと当方考えております。繰り返しになりますが、前後の部分でも歩道が設置されております。こののみが歩道がないということもありますので、できるだけ早期に歩道を設置したいと考えております。

2つ目としまして、県一新-03です。こちらの1頁目をご覧ください。一般県道西目屋二ツ井線です。道路の改築、バイパス工事といった事業です。この路線は青森県の西目屋村から藤里町を經由して二ツ井に至る県道でありまして、なおかつ白神山地へのアクセス道路でもあります。

概要図を付けておりますので、5頁目をご覧ください。この道路に国道7号と今の県道がありますが、国道7号の下が二ツ井の中心部であります。縦長の軸にある今の県道の上側が白神山地へ至る県道であります。当該地区は国道7号に近いところの赤ポツのある荷上場工区という3,029mの箇所です。これは近くにきみまち坂があったり、道の駅があったりしまして、この付近は国の方で昨年度事業化されました日沿道の二ツ井今泉道路があります。そういうことで当該路線は日沿道に近い箇所と接続される道路でもあります。

次の6頁をご覧ください。写真にありますように、当該箇所の路線は一番の上の写真のすぐ右側には河川がありまして、藤琴川があり左側の方が急峻な山になっています。落石のための対策工事もされておるわけですが、それが行われていない部分もありまして、これの土砂が崩落する箇所があります。更に大雨になった際には道路が冠水することがありまして、度々通行止めが発生しております。平成18年から23年で5回の通行止めのある防災上も危険な場所です。平成23年8月には道路の近くの町道も水が上がりまして、通行止めになり藤里町の町民藤琴地区の方々が約4時間にわたり孤立した、問題が発生した箇所であります。

道路は更には線形もよくありませんので、見通しの悪い箇所もありまして死亡事故も発生している箇所です。冬になりますと、一番下の写真にありますように、路肩が狭いこともありまして、救急的な場合の移動にも支障を来しているところでもあります。過去のデータによりますと、藤里町ではおよそ2日に1人が町外へ救急搬送されることもありますので、救急救命率の向上のためにも早期に路線の整備が必要だと考えております。

右側の7頁をご覧ください。図の右側が国道7号側です。左側が藤琴、白神山地側になります。現道に星印の形のついているところがありますが、この箇所が落石、土砂の崩落があった場所です。山が切り立っていることもありまして、川が迫っているということで現道をそのまま広げることは、コスト的にも現実的でないということもあり、バイパス計画が有利となっています。

色んな多様な比較ルートを検討しまして、最もコストのかからない案として赤の線を採用しております。左側の1工区と書いていますが、この部分は現道を活用して少し広げることができる場所でありまして、ここには歩道も合わせて設置します。しかしながら対岸側の道路部分については、歩行者が少ないということもあり、コスト縮減も考えまして1工区以外のところについては歩道計画をしないでのものです。近くの道路を通っていただくように考えております。着色されている藤琴川の対岸側、バイパス部になる部分にはほ場整備計画が平成27年からありまして、これとの調整をとりながら今後検討していきたいと考えております。

もう一度1頁をご覧くださいますが、事業期間は平成26年から33年度まで、総事業費が38億円、延長が3,029m、幅員は基本的にはバイパス部分は全幅員8.5m、現道の拡幅部分については歩道をつけるという形を考えております。

評価にあたりましては、2頁と3頁をご覧ください。100点満点のうち83点であります。これの減点されている部分が必要性和緊急性についてであります。3頁をご覧くださいますが、必要性の中で道路の構造上の欠陥箇所ですが、道路の線形が厳しいということ、道路の路肩の幅が狭いということで、ポイントは取れるわけですが、それ以外の部分で評価できないので5点の減点、25点のうち20点となります。環境上の欠陥にかかる部分については、走行速度が低いということ、事故率の関係が50件以上、死亡事故も発生しているということで、重大な事故が発生していることでの点数は加算できますが、それ以外がないということで6点の減点となっています。

緊急性については、市町村の合併支援の事業に該当するののかということについては、藤里町は合併の市町村ではありませんので3点の減点となります。交通量についても将来の交通量がこの地区は人口が減少していることもありまして、増加は見込めないということですので3点減点となりまして、17点の減点です。トータルで83点となっていますので、判定ランクとしては1で事業を進める上での優先度はかなり高いと考えております。以上よろしくお願いたします。

齊藤参事（兼）河川砂防課長

続きまして河川砂防課所管事業の審議箇所についてご説明申し上げます。今回審議箇所として県単砂防事業1件のご審議をお願いします。インデックス県一新6の4頁をお開き願います。

場所は、大館市餌釣字栴沢地区に計画しております県単砂防事業で位置が大館市の市街地から南部の国道103号を鹿角方面に向かった103号国道橋直下の栴沢沢です。

5頁をご覧ください。事業の立案にいたる背景ですが、当溪流は保全対象として人家6戸、国道が50m、市道が370m等をかかえております。7頁以降にも写真を示しておりますが、平成23年8月17日の集中豪雨で実際に土砂災害が発生しており、人家や市道に土砂が流出する被害が出ております。流域内は以前として倒木や不安定な土砂が大量に堆積しておりまして、今後の豪雨等により土石流発生の危険性が高い状態にありますので、災害防止のため、優先的に施設整備を行う必要があります。

1頁をお開き願います。事業規模は砂防堰堤1基、溪流保全工といたしまして護岸工を50m計画しております。事業期間は平成26年度から31年度の6カ年を計画しておりまして、総事業費2億4,400万円を予定しております。その他事業費の内訳、事業内容、詳細系統については記載のとおりです。

次に2頁をお開き願います。1次評価ですが、必要性から熟度までの5つの観点で評価しています。このうち必要性、緊急性、有効性についてはただ今ご説明したとおりです。効率性ですが、費用便益比B/Cが2.16であり効率性は高いと評価しています。残存型枠の使用などコスト削減の検討を行いながら事業を実施することとしております。費用便益については6頁に概要を載せております。熟度ですが土砂流出による被害が実際にあったことから、地元住民の防災意識が高くなってきております。大館市を通じて早急な砂防施設整備の要望が出されており、事業遂行にあたっての合意形成はなされております。以上全ての項目におきまして評価点が高く合計点が87点となっております。

このことから県民の生命や財産を保全する上で、効果の大きい事業箇所と判断しております。以上説明を終わります。よろしくご審議お願い申し上げます。

山口委員長

ありがとうございます。建設部所管の説明をしていただきました。説明箇所に限らず、建設部のところで何か質問やコメント等ありますでしょうか。

松淵委員

新-01の横町工区の件ですが、2頁にまちづくり計画と出てきますが、まちづくりの進捗状況と秋田市の関わりは、どの程度になっているか教えていただけますでしょうか。

吉尾都市計画課長

街路事業ですので、都市計画事業として国の認可を受けて行う事業です。当然、交通機能整備の目的のほかに、良好な市街地の形成を図るという目的もありますので、それに沿って何らかのまちづくり計画が根底になれば事業として成立しないと考えております。

この横町地区では、平成11年に横町通りまちづくり推進協議会を組織して、地域の方々が将来のまちづくりについて話し合ってきた経緯があります。今年になりまして1月から6月にかけて地域住民がワークショップを実施しております。その際に地元の方々だけでなく、秋田市の職員の方も入ってアドバイスをしながら、ワークショップとして会合を重ねてきているという経緯があります。そのような状況です。

松淵委員

質問しましたのは、賑わいのあるまちづくり計画に盛り込まれていても、道路だけ完成して、

結局まちづくりの方が進んでいなくては、もったいない道路になってしまわないかなということ
です。伝統のある横町、川反の一角を占めていますので、そこら辺をとどこうりなく、まちづく
り計画と一体となって進めてほしいということでお聞きしました。

山口委員長

それについて何かコメントありますか。

吉尾都市計画課長

単に交通機能だけではなく、良好な市街地形成を図りながら事業を進めていきたいと我々も考
えておりますので、事業主体である県としましては、地元の方々と市の意向になるまちづくり計
画に沿って、一体となった事業の進捗のあり方を目指したいと考えております。

松淵委員

評価調書の様式をみますと7のところに、公共事業評価専門委員会意見欄があるので、ここに、
くどくなくて良いので、一体となって進める必要があることを入れていただければ、秋田市の方
でも一体で動いてくれるかなということでも申し上げました。

山口委員長

その件については後で整理することにしましょう。他にいかがでしょうか。せっかく意見が出
ていますので横町工区関係で何かありますでしょうか。

私も横町工区のことでお聞きしたいことがあるのですが、25mで4車線の計画だったものを
2車線に見直したとありますが、それは恐らく交通量の問題だと思いますが、幅員はそのままと
いう判断をした根拠、理由をお願いします。2車線道路だと普通は標準でいくと18mぐらいに
なると思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

吉尾都市計画課長

もともとは秋田市の都市交通マスタープランをつくる昭和50年代にパーソントリップ調査を
行いまして、それを基に色んな環状道路の計画などを策定しております。その際に環状道路とし
て4車線という位置づけとなっておりました。

マスタープランが作られた時点で、事業が進んでいて2車線で作られている部分もかなりあり
ました。そういったマスタープランと事業進捗のミスマッチがあったというところがありますが、
その後、平成17年に調査を実施しまして、再度ここについて検討し、交通量的にも将来交通量
からしても2車線で十分であるという結論を得まして、2車線への変更を検討したところでは
す。

幅員についてですが、当初4車線ということで25mの都市計画を決定しておりますが、事業
実施にあたりまして当然地元と色々協議を重ねてまいりました。基本的には18m、交差点部分
を考えると19mということで地元で計画の変更を提示した経緯もあります。地元としましては、
地域の活性化、賑わいづくりということを考えますと、広い道路のままで何とか整備してもら
いたいと、広ければ色んな使い方ができるというご意見が強くありました。

隣の寺町工区も25mで途中から4車から2車に変更した際に、幅員はそのまま2車線とし
て街路整備を行いました。横町工区ではとにかく賑わいづくりを実施するためには、25m必
要だということがありました。春夏秋冬を通じて色んなイベント等を実施したいという地元の意
向もありまして、会合を重ねた結果、現計画通りの幅員で進めようとしたものです。

山口委員長

使い勝手の面でいうと広い方が色々良いというのは良く分かりますが、18mと25mの違いは7mあって、片側3.5mずつですよね。違いが出て来るのは、3.5mで奥行きのある大きな土地を持っている方はそのまま引っ込んでも建て替えられると思いますが、奥行きが少ないところはそれによって移転せざるを得ないみたいな話があると思います。

私は土地感もないし細かく知らないのですが、通常はそのようなことを考えて、前に商店をしておられた方が移転してしまって、裏の住宅の方が道路に面してしまう。必ずしも商売をしたいと思っていないので、住宅のままでそこは使われるようになってしまうのではないかなという懸念が頭の中に浮かびます。そんな問題が出るのではないかなと思いましたが、そのあたりの議論は地元ではどのような状況でしょうか。

吉尾都市計画課長

その点につきましても、平成11年にまちづくり協議会を組織したと申しましたが、25mの幅員で整備を前提として、どのような土地利用ができるのかということを経元でも話し合ってきました。

実際そのままそこに残る方だけではありませんので、委員長がおっしゃるとおりでして、この事業を契機に恐らく外に出られる方も中にはいらっしゃると思いますが、そのようなことも前提としながらどのような土地利用のやり方があるのか、残地と他の部分と合わせてどのような土地利用の合わせ方と言いますか、そのようなことも検討してきた経緯もあります。

山口委員長

当然色々な議論があったと思います。松淵委員が話されたように、地元の方が25mの方が使い勝手が良くて色々やっていきたいと言って、当初18mの案も示したわけですよね。でもそういう意見があったから25mのままにしました。当然費用は多くかかります。用地買収費と移転補償費で、空手形で終わらないようなことが必要だと思います。

多分これはまちづくりの話ですから、県庁主導でやるのではなく、秋田市のまちづくりの担当の方と地元がよく話し合われるべきだと思います。確かに私も空手形で終わらないようにきちんとやっていただきたいと最後に付け加えても良いのではないかなと思っています。コメントの内容ですが、それは後で皆さんのご意見も聞いて判断したいと思っています。

その他いかがでしょうか。

渋谷委員

渋谷です。よろしく願いいたします。ちょっと教えていただきたいのですが、今の01の件ですが、歩道の部分でバリアフリー化と融雪施設とありますが、歩道の部分でも何回か出てきているところもありますが、歩道のバリアフリー化というのはどういう状態のものをバリアフリー化と言うのか教えていただきたいのと、横町地区の歩道の融雪についてはどういう状態の融雪を計画しようとしているのか教えていただきたいと思っています。

吉尾都市計画課長

バリアフリー化というのは、できるだけ段差を無くそうということで考えております。歩道を歩きますと、道路と交差するところでガクンと落ちたりするような段差を無くして、スムーズな一連性のある使い勝手の良い歩道にしようということで考えております。点字ブロック等も設置していきます。

融雪設備ですが、熱を加えて雪を溶かすという方法をとりますが、広い歩道ですので、歩道の幅全面でやると莫大な費用となり非効率ですので、ある程度幅を区切って、2 m幅で、民地側で融雪を実施しようと考えております。

渋谷委員

歩道の整備についてですが、これから他の地区でも計画が出てくるところもあると思いますが、県内は高齢化も進んでおりますので、歩道の整備についてはできるだけバリアフリー化を進めながら、今後事業を展開していただければと思います。

吉尾都市計画課長

これからのまちづくりは、今までのように車の渋滞対策という面だけではなく、国においても、歩いて暮らせるまちづくりを一つのコンセプトとして事業を推進しているところですので、そのような方向での事業展開を図っていきたいと思います。

山口委員長

ほかに横町工区関係で、何かありますでしょうか。

松淵委員

ボトルネックを解消するため、着手するという事は分かりましたが、肝心のA工区が残っている限りボトルネックになると思います。そこら辺の進捗状況はどうでしょうか。

吉尾都市計画課長

おっしゃるとおり、黄色の部分が残る格好になります。我々としても全体を一度で事業認可を受けて施工したいと考えておりましたが、かなり事業費がかかり増しになります。A工区を入れますと事業費が単純に倍以上になる状況です。

都市計画事業として進める場合、事前に国から事業認可を受ける必要があります。国からは、認可期間を7年以内とせよと強く指導されております。全体を一度の事業区間としますと、認可期間の中で施工するのは非常に困難だと判断しまして、検討した結果、まずは効果の大きい区間からやろうということにしたものです。

山口委員長

認可期間というのは、事業着手から供用開始まで7年間の中でやりなさいという意味ですね。この関連について他に意見がなければ、工藤委員お願いします。

工藤委員

建一新二の場合ですが、交通安全の事業のようなのですが、生活道路でもあり、写真を見ても必要な事業と私は思いましたが、3番、4番にも関連することですが、コスト面もあると思いますが、雪寒事業と言いますか、防雪柵なども設置が必要でないのかと思います。

私も前に経験がありまして、市道でなく広域農道でしたが、交通量も多い道路で積雪が多く防雪柵の設置を検討したら、地域の田んぼの地権者から、防雪柵をやると翌年の田んぼの耕作に水がたまって影響がでると、交渉に難儀したことがあります。こうした地区についてはそういうことも含めて防雪柵が必要でないのかどうか、そういう点をおたずねします。

参考までですが、私の住んでいる能代市の須田地区ですが、県の皆さんも難儀をされて進んで

いますが、あそこも北側・西側からの吹雪が多く、積雪のことを考えますとそちらもどうなるのかなど、分からないものですから質問させていただきました。

柴田道路課長

委員が心配されていますように、秋田の沿岸地域は風も強いですから、防雪対策は場所に応じた対応を適切にとる必要があると考えています。国道101号の能代市須田地区においては、風が強いということがあらかじめ分かっていますし、調査も行っておりますから、その結果設置することで計画を進めております。

今回の新規箇所につきましても、必要に応じて防雪柵の設置を検討調査する予定ですが、千屋第1工区については、今のところ設置の必要は無いと考えております。

山口委員長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。まだ時間もありますし、前半の農林水産のことも含めて、何か聞き逃したこと、コメントし忘れたことなどありましたら、出していただいて結構ですのでいかがでしょうか。

松淵委員

農林の方にもどって、改めて見ますと色々な農村整備調査計画事業の方についてですが、調査経費のところ結構地元の方々が、実施計画の調査費とか調査計画の調査費を負担されていますが、これは条件となっているのでしょうか。

藤原農山村振興課長

ほ場整備の調査計画ですが、一般的に3年間調査いたします。1年目が県の単独調査で、2年目は国費がつきます。3年目が県単独の調査です。1年目及び3年目の県単独の調査においては、県費が50%、残り50%を市町村または地元負担という形になっています。

2年目の国費付きにつきましては、国が50%、県が20%、地元30%ということで、この30%を市町村と地元で負担している形になっていますが、大概の市町村は地元負担分を市町村で出している状況です。たまに例外はありますが、そのような状況です。

松淵委員

地元イコール市町村という捉え方でよろしいですか。

藤原農山村振興課長

はい、大部分はそういうことです。

松淵委員

6次産業化に皆さん一生懸命取り組んで、ほ場整備による効率化へ日本の農業は向かわなければならず、色々取り組んでいて頼もしく感じます。色々進めてほしいと思ひまして、この事業自体には賛成です。

山口委員長

ほ場整備につきましては、調査が終わって、実際の事業、コンストラクションになると地元の地権者の方の負担が出るわけですね。

藤原農山村振興課長

工事費につきましては地元が7.5%の負担になりますが、これも法人への農地集積により、最大で地元負担がゼロになるという事業制度があります。ただし、それは事業完了してからのゼロですので、年度毎の事業費は公庫から借りて負担して払わなければならないので、金利分はどうしても地元で払わなければならない仕組みになっています。

山口委員長

わかりました。他にいかがでしょうか。

永吉委員

建一新06の1頁ですが、事業を取り巻く情勢の変化のところに、過去に起きた災害の例を挙げて、ハードとソフトが一体となったというような文言がありますが、後の方の資料を見ますと、ハードの方は良く見えるのですが、ソフト部分が見えづらいです。

ひとつ気づいたのが5頁にある秋田県土砂災害危険箇所マップウェブ版ですが、他にソフト部分が見えないので、もしあるようでしたら補足の説明等いただければと思います。

齋藤参事（兼）河川砂防課長

ソフト対策という捉え方ですが、今まではハード対策の砂防3法があったのですが、ソフト対策に対しての法律がなく、最初の方で説明した土砂災害防止法が契機となりまして、土砂災害の指定ということを急いでおります。

秋田県内に建設部分になりますが約8,000箇所弱の危険箇所があります。土石流とか急傾斜、地滑りというところで危ないというような、もしこれが押し寄せてくれば人家への影響があるというところが約8,000箇所弱あります。それに対して法的に、きちんとここは危険ですよという区域を指定する法律として、土砂災害防止法ができております。完璧に逃げるため、実際に住んでいる方々へその地域が危険だということを認知させるための法律です。

もうひとつ土砂法の中で2つのランクありまして、まずここが危険ですよというエリアがイエロー、その中で特に危険といいますか、重篤な被害を及ぼすであろう、例えば家屋が倒壊、土砂が押し寄せてきた時に、家屋に大きな被害を及ぼすところ、それがレッド、特別警戒区域と呼んでおりますが、この2つのランクで指定をかけています。

2つ目のランクになれば建築基準法等で、ある程度建物に対して補強の指導をしたり、家屋の建築を制限することまでもできるということになります。住民説明会などを行い、2ランクに分けて法的に指定していくということが法的なソフト対策の大きな柱になります。

また、8,000箇所弱の危険箇所についての対策ですが、このような箇所があるということを知らせる、ハザードマップとかそのようなもので皆さんにお知らせするための取組として、県の方で危険箇所マップをパソコン上で配信しております。それを基に市町村の方でハザードマップを作成しているところがありまして、河川のハザードマップなどと一緒に土砂災害のハザードマップ、危険箇所についてもこの箇所が危険なところですよというのを、明示するような市町村も全部ではないですがあります。

避難についてですが、土砂災害警戒情報を出しております。气象台で大雨警報を出しておりますが、气象台と秋田県河川砂防課が連携して、土砂災害に限定した、土砂災害の恐れがあるという危険を周知するために、土砂災害の警報として、土砂災害警戒情報を出しております。必要であればマスコミ等にも出しておりますので、それが出された場合にはその地区が特に危険箇所に

指定されているところは、危険ですということをあらかじめお知らせしています。

山口委員長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

嶋田委員

地滑りの危険地域が7,685箇所あると、土砂災害の警報を出していると聞きました。また、ハード対策のランク分けが、5戸以上はランク1で、1から4戸でランク2、住居が設置される可能性があるところをランク3にしているというご説明がありました。

その土砂災害の危険のあるところに住居を建てようと、もう建っているなら出来れば危険が少ないところに移転してもらおうとかは非常に良い事ではないかなと思いますが、まだ建っていないところには、そこには建ててはいけないよということはできないものでしょうか。

危険だと分かっている、本人達も建ててしまうのか、安かったから買おうとか、元々持っている土地だからということだとは思いますが、昔と違ってどこでも災害が多いので、なるべくなら早めに災害を防ぐ対策をするべきだと思いますがいかがなものでしょうか。

齋藤参事(兼)河川砂防課長

危険箇所は、土石流の方が約4,200箇所、地滑りは建設部分ですが260箇所あまり、危険急傾斜が約3,200ということで、圧倒的に土石流と急傾斜が多いです。ランク分けですが、おっしゃるとおりランク1、2、3と分けています。地滑りはそのような分け方ではありませんが、土石流と危険箇所は3ランクに分けて、5戸以上と1から4戸とそうでないところで分けています。大半が人家のところです。

その中で、都市計画区域内で600程度がランク3の人家が0のところですが、そこが建ててもいいといますか、建てる可能性があるという場所です。ということで圧倒的に数は少ないのですが、危険箇所そのものは、ここは危険ですよという周知でしかありません。

土砂災害、地滑りもそうですし、土石流、急傾斜もそうです。ほとんどが民地になります。河川や道路のように公共の管理エリアではなく、そこが河川や道路と違うところでありまして、あらかじめ権利のあるところを規制することは私権にも影響してまいりますので、そこまではいっていないと、ここが危険ですよという周知をさせてもらい、それでそこから後は購入するかどうかは自己判断になると思いますが、建てることは出来ませんよというところまでの法的な整備まではいっていないということです。

嶋田委員

おっしゃるとおりだとは思いますが、ただ危険ですよと言っても建ててしまった、建ててしまったら、今度は危険だからお金をかけて土石流だったり、崖崩れがおきないように、県とか、国、町の費用でやらなければいけなくなっていくわけです。以前も老人保養施設とか、誰が見ても危ないような崖の下にあったり、随分昔に建てたのでしようが、そこに工事が必要となったり、何となく納得いかないなと思うところがあります。

山口委員長

この件に関して皆さんいかがでしょうか。

松淵委員

危険箇所の周知は、どこまで徹底されているのでしょうか。不動産業者などにも周知されているのでしょうか。

齋藤参事（兼）河川砂防課長

そこまでではないですが、まずここが危険ですよということを、例えば今一番ベターなのはハザードマップを作るとか、或いはそれで今回の供養佛の例もそうですが、ハザードマップを作ったからといって、その地域の方々が皆さん自分の裏山が危ないと認識するかどうかは分かりませんので、その辺は地元への説明を合わせて行っていこうと、今後そのような段取りで動こうとしております。

あくまでも危険箇所を周知し、その周知の目的はあくまでも自分達が直ちに逃げられるように、3. 1 1以来言われておりますが、自分の身は自分でという基本的な考え方に立ち返っていただきたいということが趣旨であります。周知の前に我々も調査しておりますので、住民の方々に、そのデータを認識していただく、そういうことをしていこうとしています。

それを見ても建てようというのは、不動産屋とか住宅を購入する方々の意識にあると思いますが、そこまでの規制はできないだろうと。

松淵委員

少なくとも不動産業界に対して危険箇所があることを周知し、その傘下の会員の人間にも知らせないと、善管注意義務との絡みがあると思いますので、それくらいやってほしいと思います。

嶋田委員が言うのは新たに建てる時に危険かどうか、それをチェックする仕組みがないといけないということだと思います。不動産業界に知らせるといのはまず最低線なのかなという気がします。

山口委員長

土砂災害防止法、法律に基づく行為は国会で決めるわけで、我々は意見は言えても決定権はないので、それは別の政治行為でやっていただくとして、地方公共団体は条例がありますが、法に委任される条例と、自主条例といって法に規定はないけれども、独自に作っている条例があります。

独自条例については、法の制限より強くしてはいけないという制約があるので、私権制限等はできないにしても、アナウンス効果とか、条例を犯したものについては氏名の公表という社会的制裁を科すとか、県でもできることはあると思います。

そこらあたりの議論、法律でできないからできないというのは、地方自治の放棄であって、そういう議論があっても然るべきで、もしくはあったのだけれども、議会で否決されておりますとか、そのあたりはどうでしょうか。

齋藤参事（兼）河川砂防課長

先ほど説明不足でしたが、土砂災害防止法の中身ですが、イエローとレッドの2つがあると申しましたが、その中の特別警戒区域レッドにつきましては、特定の開発行為に関する許可制度があり制限になります。建物が損壊するような想定がある場合は規制があり、それを今進めている状況です。

それとは別に、危険箇所があるということを、全部を全部すぐ法的に指定するのは時間もかかりますので、ハザードマップとかそのようなもので周知して、とりあえず避難していただくという視点でいます。委員がおっしゃられました規制という観点は、土砂法の中にもあります。

山口委員長

特別警戒区域に指定されれば、一定の開発行為は許可にならないと。

齋藤参事（兼）河川砂防課長

そのような開発行為があれば、建築サイドの指導がなければ、建てるにしても強固なものではないといけないという制限がつきます。

山口委員長

特別警戒区域をどこまで指定できるかは行政のマンパワーの問題もあるでしょうし、説明の通り進めているところのようです。

他にいかがでしょうか。それではいろいろ議論してきました。基本的に皆さんの意見の中では、説明していただいた、或いは資料にある新規箇所について、「否」という議論はなかったと思います。基本的には県の対応方針で「可」ということでの議論であったと思います。

ただし、先ほど松渕委員からでた横町工区については、私も座長という立場でなく、一委員としても同感でありまして、例えば、松渕委員の意見や、幅員が25mになった経緯からも、沿道の建築、及びソフト面、広くなったところでイベントをやりたいとか、そういうことを含めて、「まちづくりとの一体的な事業推進を行政と地元の協力により、実効性を持って進めることを求めます。」というような内容の意見を付けたいと思いますが、この案について何かご意見ありますか。

よろしいでしょうか。それでは今回審議した内容は「可」でありまして、横町工区については、そのような意見が評価委員会から付いています、ということでまとめていただければと思います。その他特段なければ、これで本日の公共事業評価専門委員会の審議を終わりたいと思います。ありがとうございました。

司会

山口委員長におかれましては、長時間にわたる議事進行お疲れ様でした。先ほどの横町の意見の付け方ですが、こちらで案を作成しまして委員長と後で内容を確認したいと思いますのでよろしくをお願いします。

最後に次第のその他に入ります。次回の開催日程について説明いたします。昨年度は第2回の委員会は11月30日に開催しております。今年度についても11月から12月の初旬の間に行いたいと考えています。今日委員の皆様へ開催候補日を記載した用紙をお配りしておりますので、出席の可否について後日、FAXまたは電話でご連絡くださるようよろしくお願いいたします。

本日の議事録につきましては、事務局で案を作成しまして、ご確認いただいた上で県のホームページに掲載させていただきます。それではこれもちまして本日の委員会を終了させていただきます。皆様お疲れ様でした。